

城田参事官補佐 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまからデジタルアーカイブに関する「実務者検討委員会」の第5回会合を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、関係者の皆様にはお集まりいただき、まことにありがとうございます。

まず議事に入る前に、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

議題「1．今年度の実務者検討委員会の検討事項及び進め方に」について、資料1、資料1 - 2。

議題「2．関係機関における取組状況～工程表のフォローアップ等～」について、資料2。

議題「3．デジタルアーカイブにおける二次利用条件表示の在り方についての検討」について、資料3 - 1、資料3 - 2、資料3 - 2の別添がございます。

議題「4．ジャパンサーチ（試験公開版）の開発・運用体制について」について、資料4。

議題「5．ジャパンサーチの現状及び連携拡大について」について、資料5、別添でトップページ案がございます。

また、資料6として、「産学官フォーラムの開催」について。

参考資料として、「デジタルアーカイブジャパン推進委員会の運営について」。

机上配付資料としまして、ジャパンサーチの今後の拡大についてという資料と、国立科学博物館よりワークショップの御案内をいただいております。

不足があれば、事務局までお申し出いただければと存じます。よろしいでしょうか。

なお、本日の出席者は、お手元の座席表のとおりでございますが、文部科学省及び文化庁の組織変更に伴い、デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会の構成員・オブザーバーに変更が生じたので、この場で報告させていただきます。

また、これに伴い、デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会の開催については、参考資料のとおり、変更させていただきます。

具体的には、実務者検討委員会について、構成員である文化庁文化部芸術文化課長と文化庁文化財部伝統文化課長にかわり、文化庁参事官（芸術文化担当）と文化政策課長が、また、オブザーバーである文化庁長官官房著作権課長と文化庁文化財部美術学芸課・歴史博物館室長にかわり、文化庁著作権課長と文化庁企画調整課長が参加されます。

なお、デジタルアーカイブジャパン推進委員会の構成員である文部科学省生涯学習政策局長、実務者検討委員会のオブザーバーである文部科学省生涯学習政策局社会教育課長につきましては、独立行政法人の所管が文化庁に移りましたため、業務を引き継ぎました後継の部署より、本検討会への参加は見合わせていただきたいという連絡がございましたので、一覧より削除させていただきます。

それでは、これ以降につきましては、高野座長に進行をお任せしたいと思います。よろしく願いいたします。

高野座長 高野です。よろしくお願いいたします。

本委員会は、昨年4回開いて、今年度はこれが初回です。だいぶ間があいてしまったので、何がどうなっているのか疑問に思われている方も多いと思います。その間、私もいろいろ問い合わせを受けていますが、ジャパンサーチというものはどんどん進んでいるという発表を、私も別の会議の報告を見て初めて知ったりして、いろいろどうなっているのだろうと、委員の皆さんも感じておられると思います。今日の委員会を経て、そういう疑問がある程度解消されて、あるいは今後どちらへ進めばいいか、進め方について、活発な御議論をいただければと思います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

最初は「1.今年度の実務者検討委員会の検討事項及び進め方」ということで、事務局より御説明をいただきます。

岸本参事官 それでは、お手元の資料1-1と資料1-2を使って、説明をさせていただきます。

資料1-1ですけれども、この会議の親委員会に当たります、デジタルアーカイブジャパン推進委員会、9月5日に開催されておりますけれども、そちらで決定されたものになります。

今までジャパンサーチにつきましては「(仮称)」をつけておりましたけれども、その名称等について、今後このようにいたしますということで、決定をしております。

ジャパンサーチにつきましては、試験公開版の一般公開が、来年1月をめどということで、今、取組を進めているところですが、今後、名称につきましては「(仮称)」をとって「ジャパンサーチ」という形で、表記をしていきたいと考えております。

また、2のところですが、ドメインにつきましては、試験公開版の一般公開にあわせて「jpsearch.go.jp」というドメインを独自に取得いたしまして、今後はこちらで公開をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料1-2ですけれども、今年度の実務者検討委員会の開催予定と検討事項ということで、書いております。

第5回会合というのが、本日の会合でございます。

その下、今年度はあと2回程度ということで考えておまして、第6回につきましては、12月、もしかすると年明けということになってしまうかと思っておりますけれども、考えております。

議題といたしましては、利活用モデルの模索ですとか、そのための制度的課題の整理、各分野・地域におけるつなぎ役の役割や分担の明確化とそれに対する支援策の検討、また、本日も議題に上がっておりますけれども、今日に引き続きまして、デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示案について、ジャパンサーチの試験公開版の一般公開についてということを考えております。

その下、第7回会合でございますけれども、こちらは2月から3月、年度末に考えてお

りまして、デジタルアーカイブの長期利用保証のあり方の検討とか、あるいは新技術を活用したデジタルアーカイブの構築のあり方の検討、デジタルアーカイブアセスメントツールを使った事例の報告ですとか、この時期には、ジャパンサーチの試験公開版は公開されていると思いますけれども、それを踏まえて、正式版の開発・運用体制、それから、第二次中間取りまとめ（案）というものを、年度の区切りということで、考えております。

以上です。

高野座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、質問、コメント等がございましたら、お願いいたします。

後藤さん、どうぞ。

後藤准教授 先ほどの説明の中で、ジャパンサーチの「（仮称）」をとり「ジャパンサーチ」とするのは、「今後」と御説明をいただきましたけれども、正式にはいつからという理解でよろしいのでしょうか。あちこちで説明するときに、今「（仮称）」をつけてしゃべっていますので、いつからとってしゃべっていいのかというところを、お伺いできればと思います。

岸本参事官 決定日が9月5日でございますので、我々としては、9月5日以降は「（仮称）」をとってございまして、先生のほうでも、今後、こちらで表記いただければと思います。

後藤准教授 わかりました。今後は「（仮称）」をとって、説明するようにいたします。

高野座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

今日の議論等も踏まえて、本会議の6回、7回の中身で、こういうことをさらに入れてくれとか、これはもう要らないのではないかということは、調整が可能だと思います。事務局としては、いまご説明いただいた方針で、動いていただければと思います。

それでは、議題も盛りだくさんですので、次の議事に移らせていただきます。次は「2. 関係機関における取組状況～工程表のフォローアップ等～」ということです。工程表というものが、前から出ていると思うのですが、そのフォローアップという形で、各分野からの御説明をいただきたいと思います。

結構数が多くて、9団体ぐらいから御報告をいただくので、1報告3分ぐらいを守ってだいて、全体について、バランスよく時間を使えればと思います。

それでは、知財事務局から、全体工程の進捗についての御説明をお願いします。

岸本参事官 それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

一番上の全体の工程表ですけれども、2018年度のところを中心にごらんいただきたいのですが、検討・実施体制といたしましては、去年から3年の設置年限ということで、デジタルアーカイブジャパン推進委員会と実務者検討委員会、そして、国の全体の施策の方向性等についての情報共有を図る産学官フォーラムの3つに位置づけてございまして、今年度も引き続きそれぞれ開催をしていく予定でございます。

産学官フォーラムにつきましては、後ほど改めて御案内をさせていただきますが、来年

2月に予定をしております。

分野横断メタデータフォーマットですけれども、昨年度、推進委員会において、分野横断のメタデータフォーマットについては、決定をしております。今年度はこれをフォーラムなどにおいて、周知していくこととしております。

つなぎ役とアーカイブ機関に対する支援策ですけれども、こちらは、デジタルアーカイブジャパン推進委員会において、ニーズの洗い出し、検討を行っていくということでございまして、次回の実務者検討委員会でも、検討課題として挙げております。次回、御検討いただく予定でございます。

ジャパンサーチの開発でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、来年の1月に試験公開版を一般公開いたしまして、関係者・利用者からのフィードバックを受けて、正式版公開に向けて、さらに取組を進めていく予定としております。

一番下のNDLとつなぎ役との連携促進でございますけれども、つなぎ役となる主要アーカイブとNDLとの連携につきましては、順次、調整を実施してきているところでございまして、今後、試験公開版の一般公開に向けて、さらに調整を進めていく予定としております。

簡単ですけれども、以上でございます。

高野座長 どうもありがとうございました。

質問は、最後にまとめて、時間をとればと思います。

次は、国立国会図書館の木藤さん、よろしくお願いいたします。

木藤副部長 書籍等分野における工程表は、2ページ目の国立国会図書館を主とした取組のところをご覧ください。

(1)ポータルを整備・提供につきましては、来年1月にジャパンサーチの試験公開版の一般公開を目途として進めているところですが、7月の初旬に、関係者、連携先向けの公開は行っておりまして、既に連携することが予定されているところには、データの登録等を進めていただいているところです。

また、書籍等分野につきましては、当館がもともとポータルとして整備してまいりましたNDLサーチも、ジャパンサーチとの連携を想定しておりますので、このたび、NDLサーチが連携している先の図書館等との調整を始めているところです。

(4)二次利用条件ですが、当館作成のメタデータ等について、二次利用条件の整備、オープン化の促進を館内で進めておりまして、ジャパンサーチでの活用に関し合うように、検討を進めているところです。

ただ、図書館分野全体でのメタデータのオープン化、また、デジタルコンテンツの二次利用条件整備につきましては、当館だけでは、いかんともしがたいところがございますので、国全体で取組を進めていただければと思う所存です。

その他、メタデータの整備やコンテンツのデジタル化支援等につきましては、これまで続けていたものを、粛々と続けているところです。

以上でございます。

高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、国立公文書館の中田さん、お願いします。

中田次長 国立公文書館でございます。

当館の工程表につきましては、3ページ目になります。基本的に前回と変更はございませんけれども、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

(1) ポータルの整備・提供でございますが、私どもは、御案内のように、国立公文書館デジタルアーカイブと、もう一つ、アジア歴史資料センターデジタルアーカイブの2つを運用中ございまして、いずれも地方公文書館ですとか、大学のデータベースとの横断検索的な連携を行っているところでございます。

下にNDLとのシステム連携という形で書かせていただいておりますけれども、先ほどお話しがありました、NDLサーチとの連携を続けておりまして、これに加えまして、現在、国会図書館さんにデータの提供などをやっているところでございまして、引き続き、今後、連携協力を進めていきたいと考えているところでございます。

(3) コンテンツのデジタル化支援につきましては、地方の公文書館さん等に、デジタルアーカイブのシステムをつくる際の参考としていただくための標準仕様書、昨年度末に直したものを、現在、お示しをして、そういったものを参考にさせていただいているところでございます。

研修などは、引き続きやっているところでございますので、特段大きな変更はございません。

簡単でございますが、私からは以上でございます。

高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、文化財分野について、文化庁の軸丸室長からお願いいたします。

軸丸室長 文化庁でございます。

私からは、デジタルアーカイブの実現に向けた、文化財分野における取組につきまして、文化遺産オンライン構想の推進の御説明をします。ページとしては、4ページの工程表でございます。

文化庁の文化遺産オンラインでございますが、こちらは、全国の博物館、美術館等の所蔵品に加えまして、国指定等文化財、地方指定等文化財の一部も掲載しております。

これまでの取組といたしましては、サイトの整備・充実を図るために、主な取組として、参加館の利便性向上、ほかの機関との連携などを行っています。

取組といたしまして、昨年度は、文化遺産オンラインのサーバー上に作品を登録した参加館ごとに、個別のウェブページを作成して、所蔵品などの情報を公開できる機能を構築しました。これによりまして、各館の独自ホームページとしても活用できる機能となっております。

また、文化遺産オンラインの国指定等文化財に係るデータと、国立国会図書館サーチとのAPI連携も、昨年度、始めております。

また、同じく昨年度は、文化財分野のデータベース連携の1回目といたしまして、ColBase、国立博物館所蔵品統合検索システムとのAPI連携も開始しています。

加えて、目下、国立新美術館が提供しております、全国の展覧会開催情報をまとめたデータベースでございます、アート commons とともに連携をすべく、現在、調整を進めているところでございます。

今後も美術館、博物館へのさらなる参加の呼びかけや各機能の活用を促しながら、文化遺産オンラインの一層の充実とともに、コンテンツのデジタル化、二次利用条件の整備などに努めてまいります。

簡単でございますが、以上でございます。

高野座長 ありがとうございます。

次にメディア芸術分野について、文化庁の伊野さん、お願いします。

坪井参事官 文化庁参事官(芸術文化担当)につきましては、工程表に基づきまして、漫画、アニメーション、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術分野に関するデジタルアーカイブの推進に努めております。それにつきまして、現状を御報告させていただきます。5ページでございます。

メディア芸術データベースとして、2015年に公開しました開発版を運用しつつ、2020年の正式版公開に向けて、開発を進めているところでございます。

工程表の記載の順に申し上げますと、(1)ポータル整備・提供及び(2)メタデータの整備につきましては、データの更新を行うとともに、正式版では、表現媒体の異なる4つの分野のメタデータを横断的に検索できるようにするため、今年度から有識者によるタスクチームを新たに設置しまして、分野を超えたデータモデルの実装を検討しております。また、調査研究及び具体利用者によって、より利便性の高いデータベースとなるよう、今年度中に検索画面のプロトタイプを作成する予定でございます。

また、NDLサーチとの連携ですが、漫画分野については、APIによる連携が完了しておりますが、他分野につきましても、国立国会図書館様の御協力のもと、引き続き、開発を進めてまいります。

(3)コンテンツのデジタル化支援と(6)コンテンツの長期保存への協力につきましては、メディア芸術アーカイブ推進支援事業という補助金事業を実施し、全国の各アーカイブ機関で所有している作品等のアーカイブ化の支援をしております。

(4)二次利用条件の整備、オープン化の推進につきましては、メディア芸術データベースにおいて、パッケージ画像などのサムネイル画像の登録を進めていくとともに、オープン化に努めながら、第三者が著作権等の権利を有しているものに関しては、利用条件を明記するなど、利用条件の整備を進めてまいりたいと思っております。

(5)意識啓発・人材育成、(6)コンテンツの長期保存への協力、(7)活用促進のための取組に関しましては、先ほど申し上げました、メディア芸術アーカイブ推進支援事業のほかに、人材育成やアーカイブ化などのノウハウ等の構築に、産官学が連携して取り

組む、メディア芸術連携促進事業を実施しております。本事業より、さまざまな機関が協力連携しながら、デジタルアーカイブに関する資料保存、利活用、人材育成等、メディア芸術分野全体で抱えている課題を解決することを目指しております。こうした取組を通じまして、引き続きデジタルアーカイブの推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、国立科学博物館の細矢さん、お願いします。

細矢副コレクションディレクター 6ページの自然史・理工学分野における工程表をごらんください。

国立科学博物館が運営しております、S-NET、Science Museum Netという、自然史系の博物館の自然史資料をまとめたデータベースがあります。これは全国の95、最近ですと、約100に近くなってきていますけれども、自然史系の博物館、大学、国公立の研究所が所蔵しております、自然史系の資料のデータを同一のフォーマットで集めて、集積しているものでありまして、現在、四百数十万件のデータが集積されております。

これをS-NETとして公開しているわけでありまして、この更新が昨年度の末に行われまして、最終的な調整がほぼ済んでおります。このデータをジャパンサーチに丸ごと提供して、試験サイトから、現在、公開していることになっております。したがって、メタデータ、コンテンツのデジタル化というのは、既にできているものを公開しておりますので、現在と同じ形のものを維持していきたいということになっております。

二次利用に関しましては、基本的にCC BY、CC0、あるいはCC BY-NCを取得した上で、公開しております。

意識啓発・人材育成、コンテンツの長期保存への協力ということも、継続して行っております。

最後の活用事例でありますけれども、小さな活用事例集を作成いたしまして、これをホームページに公開しております。PDFで利用できるようになっております。

一方、産業史系の理工学関係のものでありますけれども、これは権利関係でかなり難しいところがありまして、簡単には公開ができないことになっておりますが、限定的なところで公開ができる、可能なものも幾つかあると考えておりますので、これらについての公開の道を目指すべく、検討しております。

以上です。

高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、人間文化研究機構の後藤さん、お願いします。

後藤准教授 よろしくお願い申し上げます。

申しわけありません。我々人間文化研究機構は、前回、初めて推進委員会に参加したという関係で、その段階では、まだ資料の作成がございませんでした。次の推進委員会のときに、改めて資料等は提出させていただきますけれども、今日は、口頭で、簡単に状況を

御説明させていただければと思います。

ポータル整備状況でございますけれども、現在、人間文化研究機構の統合検索システムであります、nihuiNTを運用しております。平成28年度にリニューアルを実施いたしました。現在は170以上のデータベースの統合検索を可能としております。今年度は、特に基盤データの充実に力を傾けるといことで、現在、事業を実施するとともに、2021年度のリニューアルに向けた構想の話を進めております。

NDLとの連携につきましては、NDLサーチの前身のPORTAから既に行っておりまして、今年度から一部のデータベースについて、ジャパンサーチへのデータ提供を進めております。ただ、NDLサーチとの連携とジャパンサーチでは、現状、データの連携の仕方が異なっておりますので、今後どのような形でジャパンサーチに効率的にデータを上げていくかというのは、組織としてどう対応するか、現在、検討を進めております。

メタデータの整備につきましては、人文研究のデータは、非常に雑多なものが多くございますので、統合的につくるのは難しい部分があるのですが、これも将来構想の部分で、現在、勉強会等を行っております。今後、メタデータの整備、推進につきましては、その勉強会を含めて、人文系の研究分野になるべく還元していきたいということを考えております。

コンテンツのデジタル化の支援につきましては、機構内のデータ化の推進というのは、大学への共同利用のためのデータの提供という観点から、欠かすことができない、非常に重要な位置を持っております。ジャパンサーチの文脈と今すぐ重なるわけではないのですが、国文学研究資料館の大型古典籍プロジェクト、歴博の総合資料学の創成事業、民博が行っております、映像情報等のプラットフォームなどの推進がございますので、このような形でのデジタル化の推進を進めてまいりたいと思います。

次に、二次利用条件の整備につきましては、現状、機構全体というよりは、各機関個別の取組になっている部分がございますけれども、今後は既に公開されましたガイドライン等の確認を通じて、さらにオープン化を推進したいと考えております。

うちの機関、1つの機関になってしまいますけれども、5月に総合資料学の創成のほうで公開しましたデータベースは、現在、CC BY4.0準拠という言い方で、データを公開し始めました。コンテンツの提供を開始いたしました。

また、9月に千葉大学との連携で、共同でデータを提供するというモデルを作成しましたけれども、そちらにつきましては、千葉大学附属図書館さんの方針に従い、この後の資料でも出てくると思いますが、Rightsstatements.orgのライセンスで提供を行いました。

意識啓発につきましては、館内では、情報共有に努めるとともに、nihuiNTの講習会等を本部で実施したり、博物館向けの研修等でオープン化の重要性等を講義するといったことを、一昨年度から開始いたしました。

長期保存に関しましては、今年度の将来構想で議論する部分が多いというのが現状です。今後もう少し検討する必要があると思います。

最後です。活用促進のための取組のところにつきましては、多言語対応などの国際化、nihuINTなどの英語化に関しては、既に実施しておりますけれども、まさに用語の統制であるとか、辞書のようなものを、今後うまく使えるようにしていくということは、人間文化研究機構の中でも課題になっております。

以上です。

高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、放送番組センターの大家様、お願いします。

大家事務局長 放送番組センターの大家でございます。

昨年度から工程表を修正した点と、その進捗について、説明させていただきます。

工程表は7ページになります。

工程表(1)のポータル整備・提供に関する事項で、連携データを提供するポータルサイトが、NDLサーチからジャパンサーチに変更になったことに伴いまして、2017年度後半以降の矢印内の記述は、ジャパンサーチとの接続協議とした点と、あと、2020年度以降の矢印、こちらはジャパンサーチとの接続、点線で囲ってございましたものを実線に変更いたしました。

当センターでは、NHK、民間放送、放送大学で放送されましたテレビ、ラジオ番組を収集して、保存するという立場から、放送番組の提供元である放送事業者に対しまして、連携ポータルがジャパンサーチに変更になったことを説明いたしまして、改めて了解をいただいております。

ポータル整備に関しての進捗状況でございますけれども、1つ目としましては、放送ライブラリー、年間事業計画が行います公開番組の増加に加えまして、収集後に未公開となっている番組の公開化作業を通じまして、欠落している番組情報の保管作業を行いまして、検索機能に対応できるよう、データの整備に着手いたしました。

2つ目としましては、過去に一旦収集する候補となりましたけれども、さまざまな理由から収集できなかった番組については、再度、収集依頼を行う仕組みがこれまでなかったのですが、この点を見直しまして、新たに過去にさかのぼって番組を収集することができるという仕組みを導入し、取組を決めました。

3つ目としまして、連携データの提供に関しましては、サンプルデータの提供など、実務的な対応を進めてまいりまして、現在では、ジャパンサーチ試験公開版への番組のメタデータ登録の準備をほぼ完了しております。

工程表の(5)意識啓発・人材育成、(7)活用促進のための取組の矢印の中に記入していた、デジタルアーカイブジャパン、この用語をそれぞれジャパンサーチに変更いたしました。

工程表の(6)コンテンツの長期保存ですが、放送ライブラリーは、放送法に基づいて、当法人の指定業務の内容どおり行うものが基本となっておりますけれども、放送事業者から番組を収集する際のメディアの選択肢を広げました。具体的に言いますと、これまでは

放送した番組を放送局からHDCAMなどのメディアで収集していましたが、新たにファイルベースメディアである、XDCAMを追加して、将来的な切りかえに向けて、対応を開始いたしました。

以上でございます。

高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、NHK知財センターの多田さん、お願いします。

多田部長 NHKの多田です。

工程表については、一番最後なのですけれども、放送コンテンツ分野における取組ですが、NHKでは、ジャパンサーチとの接続協議ということで、2018年度からやっておりますが、具体的には、NHKアーカイブスが制作しているポータルサイト『動画で見るニッポンみちしる』との連携を進めていく計画です。

『みちしる』は、日本の各都道府県の自然の風景、伝統文化、祭りや行事、名産品などを紹介するサイトです。

BSプレミアムで、現在、放送している『新日本風土記』を初め、全国のNHKの各放送局が取材・制作し、放送したものを、NHKの番組から厳選した、日本各地の映像をミニクリップ、およそ3分程度の動画で紹介しております。

現在までに『みちしる』では、約3,800本の動画が掲載されており、どなたでも無料でごらんいただけるようになっております。動画の本数はさらにふやしてまいります。

ジャパンサーチとの連携状況ですが、7月にジャパンサーチ開発版に『みちしる』のメタデータを登録しまして、サムネイル画像などと一緒に、関係者の皆様に限定的にごらんいただけるような段階になっています。

ジャパンサーチが来年予定している一般公開の段階では、東日本大震災のひなぎく同様、APIのシステム連携をして『みちしる』の動画をごらんいただけるようにということで、進めてまいります。

以上です。

高野座長 どうもありがとうございました。

短い時間にきちんとまとめていただいて、大変助かります。

それでは、今、御報告のあった9件について、質問、御意見等がございましたら、ここで受けたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

山崎理事 工程表というのは、公開されていったいいいものなののでしょうか。まず1つ、質問です。

私は地方自治体にアドバイスすることがすごく多いのですけれども、余りこういうものは伝わっていないという印象があって、こういう会議の報告書には載っていると思うのですが、イメージとして、縦割りですべてやっちゃっているような印象があって、実際、自治体に行けば、分野は関係なく、担当者は1人です。例えば県庁などでいくと、1人の人間が

メディアもやって、芸術もやって、書籍もやって、公文書館もやっているというのが現状で、見せ方として、ばらばらだと受けとめにくい、わかりにくいと思います。例えば研修とか、ガイドラインというのが、ポータルの的にまとめてあれば、わかりやすいのではないかというのが私の印象です。それぞれの分野で切ってしまうと、そこが見えにくいと思います。

高野座長 今後の工夫など、事務局、何かありますか。

岸本参事官 今後の課題として、受けとめさせていただきます。

高野座長 事務局ともども、今後の課題として、まずは全体を進めるというのが、この委員会の第一ゴールで、それがまだ進んでいないという感じが実感としてはあります。それが本当に進み出して、さらに地域の協力もうまく得ていかないといけないというフェーズになったら、山崎理事が御指摘のような、啓蒙活動なり、さらに地域の活動をうまく支援しながら、中央でも引っ張り上げていくということが必要になってくるのだと思います。貴重な御意見をどうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ジャパンサーチの今後という話は、今日は、後ろで大分時間をとっていますので、今、御説明いただいた具体的なデータをどこにおさめていったらいいのかとかについては、御議論いただければと思います。

私は、文化遺産オンラインをお手伝いしているのですけれども、そこも、去年、NDLサーチにデータを出してくれということで提供したけれども、今度はジャパンサーチというところから改めてデータを出してくれという話が来た。同じNDLなのだから先のデータを使ってもらったらいいのではないかと、担当は感じたようです。なかなか難しいなと感じました。私がそこで担当者に意図を説明するのは望ましくないと考えて、あまり具体的なことは言っていないですが、現場というか、実際にデータを抱えて作っている人間にとっては、いろんなところから、いろんな形でデータを提供せよと言われても、一体どこにぶら下がったらいいのかわからないという状況が起きているのだと思います。ジャパンサーチのポリシーを決めるとか、その範囲を決めるという議論の中で、それをクリアにしていければと思います。

それでは、次の議題に移ります。次は「3. デジタルアーカイブにおける二次利用条件表示の在り方についての検討」ということで、東洋大学に移られた生貝さんから御説明をいただきます。15分ということで、伺っています。よろしくをお願いします。

生貝准教授 私からお話しさせていただきます。

「デジタルアーカイブの権利表記に関わる論点」ということで、1枚おめくりください。

今般、こちらのガイドラインにつきましては、この会議の前身たる、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会で策定されたガイドラインです。

これは概要のところからコピーをしておりますけれども、デジタルアーカイブの再利用、それに基づく価値創造を進めていくに当たって、真ん中の表にございますとおり、

メタデータに関しては、CC0やDPLAの国際標準に合わせてCC0で、そして、サムネイル/レビュー、デジタルコンテンツ、今回はこれを特に分けずに申し上げますが、コンテンツそのものの部分については、CC0、CC BYといったような、できるだけオープンな利用条件で公開をしていこうということが、議論されたところだと認識しております。

そして、今回、特にジャパンサーチが本格的に立ち上がること、そこでどういった権利表記を受け入れるのかといったところを含めて、海外の施策等を参考にしながら、これからの日本のデジタルアーカイブに望ましい権利表記のあり方ということは、私の後、知財事務局様からお話しただけのところだと存じておりますが、それを考えるに当たって、参考としていただけそうな、国内外の状況や論点といったものを、駆け足ですが、御紹介させていただければということでございます。

3ページ目に行っていただきまして、CCライセンス、CC0、PDMは、上で出てきたマークでございますけれども、これらがどういうことかということに関しては、御承知の方ばかりだと思いますけれども、詳しくは申しません。

上の6つのクリエイティブ・コモンズ・ライセンスというのは、みずから著作権を持っている作品について、こういった条件で使っていいということをライセンスするための仕組みであります。

それに対して、特にデジタルアーカイブで、今、非常に広く使われている、例えば左下のCC0 Public Domain Dedicationというものは、当該作品にかかわる著作権の権利を基本的に全て放棄するものです。表示自体も法律的には求めない。下にその人が持つ全ての権利を放棄すると書いてございまして、例えば著作権、隣接権、あるいは海外で生じるようなデータベースのsui generis権、不正競争の権利等を含めて放棄する。そして、日本法の場合は、例えば人格権の放棄というものが、法律的に認められないと解釈されておりますので、そういった場合には、不行使を約束するといった形での二段構えで、確実な自由利用というものが担保されているところです。

念のために申し上げておきますと「全ての」と申し上げておりますが、これは特許ですとか、商標ですとか、そういったものは、対象になっておりませんので、申し添えます。

右側のPublic Domain Markというのは、御承知のとおり、この作品は著作権の保護対象ではないものだということについて、権利者ではない者がそれにマーキングをするためのツールであり、これは特に法律的な効果があるものではありません。

4ページ目に行っていただきますと、特に、最近、海外のデジタルアーカイブで、非常に大規模にCC0の仕組みを取り入れることが増加してきていると思います。Metropolitan Museum、下のオランダのアムステルダム国立美術館、右上はアート・インスティテュート・オブ・シカゴでございます。5万点以上の絵画等の作品をCC0で公開したということは、つい最近、大きなニュースになったところでございます。

これらを見て、Metropolitan Museumのような三次元の作品が多い場合はともかく、例えばシカゴですとか、アムステルダムのような、二次元の絵画が中心のところ、ある程度

権利が存在することが前提である、CC0のような仕組みを使うことが、なぜ主流になってきているのかということですが、これはPDMを使えばいいのではないかといった疑問を持たれる方もいらっしゃるかもしれません。

この背景というのは、さまざまにあるのですけれども、5ページに行っていただきますと、クリエイティブ・コモンズのこれは、2005年の記事でございますが、まさにこういったFaithful Digital Reproduction、パブリック・ドメイン・イメージの忠実な複製に関して、CC0を使うということを勧めているといった記事です。

これは何かというと、上にございますとおり、クリエイティブ・コモンズは、パブリック・ドメイン・イメージの正確な写真の複製は、創作性を欠くため、米国では著作権で保護されないという、連邦地方裁判所の著名なBridgeman Art Library v. Corel Corpという判決がございます。日本の判例もこれに近いところがございますけれども、デジタルで忠実に復元されたものは、著作権の保護にはならない。この判決は、拘束力のある先例ではありません。

これは何かといえますと、ニューヨークの地裁の1999年の判決なのですけれども、高裁や最高裁で拾われたものではございませんので、少なくとも全米で、先例としての拘束力があるものではない。そういったこともあり、必ずしもこういったものが、美術館や博物館、デジタル複製物をつくった側の権利の保護になるか、ならないかといった確実なことは、誰も言えないと言ったところがあり、下線に書いてあるとおり、可能な場合には、文化遺産のパブリック・ドメイン作品へのアクセスを提供している機関は、創作性の要素に疑いの生じ得るデジタル複製について、CC0を使用することを推奨しますと、ここでは書いています。

CC0とPDMの両方がありますと、2ポツ目でございます。

3ポツ目でございますとおり、CC0を使用することを推奨します。これは少なくともこの機関が、デジタル複製に関して、保有し得る著作権を積極的に放棄して、より大きなアクセスを提供するという使命を果たしていることを明確に伝える。そして、機関の立場からは、デジタル化した作業について、もしかすると発生するかもしれない権利等について、完全に放棄するということを言っているにすぎないのであって、中の作品の著作権の状態とか、そういうことについては、一切何も言っていない。見てのとおり、パブリック・ドメインであるという以上のことは、言っていないというプラクティスをとることが、ふえてきているといった理解になります。

6ページ目、7ページ目に関しては、デジタルアーカイブの作品を撮ったものの著作物ですが、これも著作物性がある、なしというのは、そんなに簡単に、日本でもすっきりと言えるほどではないというところを拾ってきておりまして、上は版画事件、平成10年のものですけれども、これは版画のようなものを正面から撮影したものについては、当然創作性の要件を満たさず、著作権の保護の対象にはならないといったことで、これは標準的であろうかと思えます。

下の最近の某北欧の家具屋さんの写真を勝手に使って、ネットショップが訴えられたケースを見てみますと、左上の物を並べたものとはもかくとして、左下の袋を正面から撮った写真については、著作物性を認めるといった判決がされております。

我々デジタルアーカイブがかかわるところからいうと、果たして二次元を忠実に複製したものは、一体どこまでを指すのだろうかということ自体、さほど自明なことではないと、さまざまな資料をさわっていると、感じられるところだと思います。

次のページに行っていただきますと、御参考ですけれども、実際、微妙なステータスをめぐって、これはドイツのケースですが、2005年にドイツの美術館が公開している二次元作品のデジタル画像を勝手にホスティングしたとして、ウィキメディア財団が訴えられたというケースでございますけれども、時々こういう訴訟が生じます。そうであるから、確実を期すために、権利があり得るとしたら、CC0で全て放棄しようといったことが、最近の傾向として、見てとれるところでございます。

9ページですが、CC BYのような自由利用ライセンスに関して、申し添えます。クリエイティブ・コモンズ等の著作権ライセンスは、カテゴリーとしては、CC0と同様に、著作権等の権利者がみずからの権利を許諾（放棄）するための手段でございます。時々、自分の作品ではないもの、過去の作品について、こういった権利があることをある程度前提にするようなライセンスですとか、二次利用の条件、CC0のようなものを含めて、適用することはどうなのだろうかといった議論も見かけるところではあるのですけれども、これは前回のガイドラインにも少し書かれておりますとおり、デジタル化したデータに関して、生じ得る作品について、こういったライセンスですとか、あるいは権利放棄は行っているものであって、その誤解が生じないように、今般の仕組みの見直しを進めていく必要があると考える次第でございます。

10ページ目に行っていただきますと、もう一つ、しばしば行われる議論として、例えば日本では二次元の著作権が発生しないような絵画の忠実な複製というものに関して、クリエイティブ・コモンズのBYのライセンスをつけたり、著作権を超えた保護といったことを、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスで行おうとするのかということにつきましては、さまざまな指摘や誤解といったところがございます。最近のライセンスの要約及び本文におきましても、資料の中で、当然のことながら、パブリック・ドメインに属している部分、あるいはそれが権利制限規定に基づく利用などということは、ライセンスの条件に従わず、自由に使って問題ないと、そもそもライセンスはつくっているということ、改めて確認しているところ、です。ですから、権利が発生しない部分について、それをライセンスに従わないで、使うか、使わないかということは、利用者側の判断で行うことができるというのが、原則でございます。BYを含めて、どのライセンスをとるにしても、そういうことでございます。

別の話題になりますが、11ページ、特にEuropeanaのような統合的ポータルに関しては、みずからの統合ポータルに登録していただくに当たって、こういった標準的な権利表記を

採用していただくことを求めてまいりました。後で事務局様からも御紹介があるところだと思えますけれども、Europeanaでは、CC0、パブリック・ドメイン、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス、その他のいわゆるRights Statementsも含めまして、13種類、この中のどれかに合う形で、権利表記を選んでくださいとあって、再利用あるいはわかりやすさといったところに配慮した仕組みをとっています。

それに対しまして、12ページをごらんいただきますと、アメリカ版のEuropeanaと言ってもよろしいでしょう、DPLAにおきましては、もともと権利表記の仕方というものを、完全にEuropeanaのように統一しないで、自由に参加してくださいということでやりました結果、皆さん、自由記述で裁量条件を書きますので、数万種類以上の権利表記というものが、右側にあるように、中に存在するようになりました。

これでは、さすがに、必要な再利用できるものだけを探すことができないということで、もともとの問題意識としてつくられましたのが、13ページ、この後の御説明にも出てくるであろう、Rightsstatements.orgという仕組みでございます。これは何かというと、もともと少なかった6～7種類のどれかに当てはめてくださいとあって、例えばあるものは非営利だけにしたいとか、これはグーグルと営利利用禁止ですという形で約束してしまったので、そういった表記ができない、検索ポータルに登録できませんといったことをちゃんと受け入れる。そして、これ自身がライセンスというわけではないのだけれども、統合ポータルの上で、このマークにおおよそサマリーとして当てはまるものを、ポータルへの統合の場合は、これを選んでくださいと、参加館にお願いをいたしまして、そして、最低限のカテゴリ分けをして、分類検索をしようという形でつくられたのが、Rights Statementsの1つの目的になります。

ジャパサーチの場合も、こういったカテゴリ分けを新しくつくと、既存の文化施設の方々が参加しやすいのか、今までの権利表記をもしかすると大きく変えることなくといった選択肢も考える必要があると思った次第です。

14ページをごらんいただきますと、もう一つ、Europeanaを参照してというところがございますけれども、私自身、重要な論点だと思っているのですが、デジタルアーカイブに関しましては、実際問題、裁量の条件につきましても、法的な拘束力を持ってライセンスでどうするかというよりは、利用者に対して、さまざまなお願いをすることが、実際の規範形成として、大変重要なところであろうと思います。

そのように言いましたときに、Europeanaでは、パブリック・ドメインのデータ、これはメタデータ、コンテンツにかかわらずでございますけれども、全般の利用に関して、非拘束的なパブリック・ドメインを非常に強く周知して、拘束的ではないのですが、これを守ってくださいとお願いをするという仕組みをとっております。

クレジットを表記すべき場合は、クレジットを表記する。そして、創作者と提供者の名声を保護するとか、文化に対するセンシティブティをしっかりと持つといったことがあると思います。

15ページに仮訳してきておりますが、こういったことをジャパンサーチとしてもつくっていただくということが、参加館が安心して二次利用を積極的に認めていくということにもつながっていくと思う次第であります。

お時間もそろそろですので、最後に16ページ、17ページ、次の説明の先立ちになりますが、これからジャパンサーチ等を含めまして、こういったものを考えていくべきかということについてです。原則、CC BY、CC0、PDMを推奨するという姿勢は維持しつつ、Europeanaに合わせて、それだけでは回収できない部分について、Rights Statementsのような国際的な枠組みを補足的、部分的に利用していくという形がよいのではないかというのが1つです。

2つ目に、3分類の検索でもって、大枠の検索ができるようにする。

もう一つ、今はコンテンツ部分について、CC BYか、CC0か、PDMかという、完全な自由選択にしているところですが、例えばColBaseでやっていらっしゃるような、三次元が多い場合には、著作権が発生することが非常に多いですから、CC BYあるいはそれを放棄するCC0、PDMは非常に困ってしまいます。権利のステータスが何も変わりません。

あるいは二次元だけでも、創作性なしと、日本語では間違いなく言えそうなのだが、国際的に見るとどうなのだろうかということで、国際的なスタンダードに合わせてCC0をつけておくといったこと、ないしは文書館ですとか、図書館のように、各国で見て、確実に著作権が発生しないだろうといったときには、PDMやCC0といったこと、これは全体のガイドラインに加えて、美術館、博物館、図書館、文書館、あるいはそのほかの分野を含めた、分野ごとのガイドラインも、これからしっかりと丁寧につくっていく必要があると考えているところです。

幾つかの私見ですが、日本独自の権利表記は後で触れます。

大きな2ボツ目のところですが、権利表記は、どの権利を対象にしているのかということとを明確にする必要があります。これは公開する側が持ち得るデジタルコンテンツの権利であることを明確化することがよいだろうと思います。

そして、何より創作者や文化への敬意を含めたお願いの重要性というのが、高いのだろうと考えた次第です。

非常に雑駁で、急いでしましたが、私からは以上です。

高野座長 盛りだくさんに、深い説明をありがとうございました。

質問は、まとめて受けたいと思います。

続きまして、知財事務局から、二次利用条件表示のあり方について、御説明をお願いします。

城田参事官補佐 資料3 - 2をごらんください。

デジタルアーカイブにおける二次利用条件表示のあり方ということで、第一次中間取りまとめにおいて、メタデータ等のオープン化の実施、コンテンツの二次利用条件表示の促進の検討（望ましい権利表記の共有等）を挙げております。

これを検討するに当たりまして、有識者の方にヒアリング調査を行いました。

具体的には、別添の資料にございますけれども、骨董通り法律事務所の福井健策弁護士、慶應義塾大学の渡辺准教授、シティライツ法律事務所の水野弁護士、早稲田大学の上野教授、内閣官房のIT総合戦略室の皆様にご協力いただきました。

ヒアリングの内容といたしましては、資料3-2にお戻りいただき、3.論点のデジタルコンテンツの二次利用条件表示の方法についての個所をごらんください。

国際的に最も普及が進んでいるCCライセンス、パブリック・ドメイン・ツールを採用することでよいかという質問につきましては、権利表示はシンプルで、一般ユーザーでも、取っつきやすいものがよいので、CCライセンス、パブリック・ドメイン・ツールを採用することでよい。

ジャパンサーチ上で、商用コンテンツを扱う場合は、CCライセンスよりも細かい表示が必要という意見をいただいております。

、に加えて、EuropeanaとDPLAが共同で作成したRights Statementsの表示のうち、採用すべき表示はあるかという質問につきまして、データ提供機関自身が著作権者ではなく、パブリック・ドメインでもない場合は、ライセンスを付与できないため、IN COPYRIGHTは必須と思われる。

著作権法第35条の対象外の教育機関(音楽教室等)の場合は、IN COPYRIGHT EDUCATIONAL USE PERMITTEDが利用される可能性があるかもしれない。

種類が多くなるので、シンプルにCCライセンス、パブリック・ドメイン・ツールだけでよい。

将来的に海外ポータルと接続するときに対応できるよう、裏では用意をしておき、時期が来たら出すのはどうか。

ライセンスの種類をふやすと、提供者は希望するライセンスを選べるが、ユーザーにとっては煩雑なものになる。逆に種類を絞ると、ユーザーにとっては理解しやすくなるが、提供者がデータを提供しづらくなるというご意見をいただいております。

日本独自の表示は必要かという質問につきましては、文化庁長官による裁定制度は、日本独自のものであるため、それを利用したことを示す表示があるとよい。

日本の著作権保護期間である50年を過ぎた著作物について、独自の表示を用意することは合理的。

パブリック・ドメイン・ツール、CCライセンス8種類のほか、日本独自の表示として、NO Copyright Japan (Public Domain50)、裁定制度の2種類で、計10種類とする程度がよい。

アーカイブ機関側が設定する二次利用条件やライセンスは、著作権法上の権利制限に基づく利用制限するものではなく、ライセンスにかかわらず、著作権法にのっとった利用が可能であるということを説明することが必要。パブリック・ドメイン・マークは、世界中でパブリック・ドメインであることを保証するマークではなく、日本の基準で使ってよい

ので、日本の著作権法保護期間である50年を過ぎた著作物について、独自の表示を用意する必要はない。

日本独自の表示は不要。国際的に受け入れられる日本独自のマークをゼロからつくるのは、専門家の確認も必要であり、容易ではない。権利制限に基づく利用で、アーカイブへの掲載が可能になっている場合は、それを明記する必要がある。

著作権法第31条、47条の権利制限に基づく利用であることをマークとして表示することは不要。利用者には関係ない。IN COPYRIGHTで十分。

二次利用条件表示は、あくまでライセンスなので、法律の規定と混同させるのはよくないというご意見をいただいております。

推奨すべき表示はどれかという質問につきましては、利活用促進の観点から、デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドラインにのっとり、オープンな利用条件の表示を推奨するのがよい。

オープンな利用条件表示として推奨するのは、PDM、CC0、CC BYとし、CC BY-SAは含めないほうがよい。

Rights Statementsは、利用規約の要約にすぎない。ライセンスのように表示するべきではなく、推奨とはしないほうがよいというご意見をいただいております。

(2) ジャパンサーチにおける表示について、デジタルコンテンツの利用条件区分(選択式、検索絞り込み利用)はこういったものがよいかという質問につきましては、自由な二次利用可、制限つき二次利用可、二次利用不可など、シンプルなものがよい。

検索の最初は3区分程度で、検索結果でさらに詳細なライセンスを絞り込めるとよい。

絞り込み区分は、CCライセンスそのままとしたほうがよい。自由な二次利用可、制限つき二次利用可、二次利用不可という区分は、それぞれの示す範囲が明確ではなく、わかりにくいという反対のご意見もいただいております。

その他、ジャパンサーチ画面上での二次利用条件の表示に当たって、留意すべきことはあるかという質問につきましては、もとのアナログコンテンツの表示なのか、それをデジタル化したコンテンツの表示なのか、明確にすることが必要。

ジャパンサーチ画面上に、コンテンツごとにライセンスマークが表示されていることが望ましい。

Rights Statementsは、利用規約の要約にすぎず、ライセンスのように表示すべきではない。

二次利用条件は必然的に不完全であり、それに基づく利用は自己責任であるべき。利用規約には、必ず権利表示は目安であり、紛争は当事者間で解決すること等の免責事項を示し、同意してもらうことが必要。

法令についてわかりやすく解説すること、問い合わせ窓口を設け、回答できるものは回答、その回答を公開できる場合は公開する(Q&Aページの作成)といった取組も重要。

理想は、権利情報が提供されることが望ましい。権利者情報を集めるタイミングは、コ

コンテンツ自体の登録時がベストで、ジャパンサーチとの連携においても、権利者を記入してもらおう工夫をしてはどうか。

権利者情報があれば、トレーサビリティが高まるのでよいが、お願いベースになり、難しいだろうというご意見をいただいております。

(3) その他、著作権以外の権利(肖像権・パブリシティー権・プライバシー権等)をどのように扱うかという質問につきましては、肖像権、パブリシティー権、プライバシー権、商標権等への配慮も必要。

利用に当たっては、実演家やレコード製作者等の著作隣接権への対応も必要。

これらの権利については、ジャパンサーチで全て保証することはできないので、その旨、サイトポリシーで示すのがよい。利用する人が気をつけるように促しているというご意見をいただいております。

ヒアリングで頂いたご意見の詳細につきましては、別添の資料に名前入りで記載をしております。

また、別添の資料の6ページと7ページにPDツール、CCライセンス、Rights Statements、日本の独自表記案について、詳細に表示されたものがございますので、こちらをあわせてごらんいただければと存じます。

先ほどの生貝先生の御説明とあわせて、こちらも参考にさせていただき、皆様から御意見をいただければと思っております。

以上です。

高野座長 どうもありがとうございました。

今日ここで結論が出るようなものではないのは、明白なのですけれども、法律的な状態をクリアにするということと、サイトを使う人に対して、「このサイトはこういう範囲で、あなたとお約束を交わしています」という話とは、ちょっと違う話です。どちらをきちんとしていくべきなのかとか、ジャパンサーチというサイトではどういうポリシーをとっていくのかということが、ここでの議論の中心になっているのだと思います。

今日も結論は出ないだろうし、次回委員会でも議論の項目にはなっているのですけれども、皆さんからいろいろな事情を聞きながら、あまりおかしいことにはならないようにということを、この委員会として見ていきたいと思っております。

ここで、今日、御議論いただけることがありましたら、質問なり、コメント等をいただければと思っております。いかがでしょうか。

10分ほど時間があります。こちらから、お願いします。マイクを回してください。

白鳥室長 著作権課の白鳥と申します。

初めて参加させていただきましたので、過去の議論を理解不十分の状況の中、適切な質問ではないかもしれないのですけれども、事実関係を確認させていただきたいのですが、今の資料3-2で申し上げると、二次利用という表現が出てくるのですけれども、著作権法上、二次利用というと、別のものに改変したり、いわゆる翻案と言ったりしますが、そ

うしたものを想起してしまうのですけれども、こちらでは、そういった性格のものではなくて、事実上、著作物をアーカイブ化した画像を、そのままほかで使用するという意味合いのもので、そこにとどまるということなのかどうか。二次利用ということの具体的な意味合いいかんによっては、先ほど生貝先生のプレゼン資料の中でも、所蔵作品の作者がアーカイブ機関自身であるなどの誤解を招くことがないようにといった観点で、29年のガイドラインの御紹介もあったと思うのですけれども、そちらとのかかわりが結構出てくる可能性があると思いましたので、二次利用ということについては、今、ここでどういう前提で御議論されているのかをお伺いしたいと思います。

高野座長 詳しくは、生貝さんに答えてもらいたいと思いますけれども、ここで言っているコンテンツというのは、ここで議論しているジャパンサーチなり、あるいはそれに類するサイトで提供されるデジタルコンテンツを指します。大もとのものとは違う、デジタルの小さな写真だったり、3Dのデータだったりというのが、ここで言っているコンテンツであります。

二次利用云々については、あらゆる二次利用を含む議論をここではしないと、そんな使われ方は想定していなかったなどというような、言い逃れはできないはずなので、小さなサムネイルを100万枚並べて、どこかに張りつけて、新しいコンテンツをつくるということも妨げないということになるのかと思いますけれども、生貝さん、どうですか。

生貝准教授 私が理解している限りでは、例えばほかのところでも同じように配付したり、あるいはパブリック・ドメインの作品等に関して、あるいはちゃんと権利者さんから許諾がとれているものについては、それを改変して新たな作品をつくったり、前提としては、いわゆるオープンデータとして、過去の文化的な作品を積極的に活用していくことだとお考えいただければ、よろしいかと思います。

白鳥室長 著作権の保護期間は、先ほど50年とされておりましたけれども、法改正により、12月30日施行となりますが、70年になります。

そのような保護期間内にある著作物に関して、特にCC0とつけられる部分については、原著作者者の了解を得た上で、CC0とつけるという前提だと理解しておけばよろしいでしょうか。

高野座長 例えば二次元を二次元で複製した写真を配付するに当たって、それがCC0であるかどうかという議論をしているのです。そこに写っている被写体にまだ著作権が残っていて、その写真にそれが写っているのであれば、当然おっしゃるようなものになるでしょうし、著作権が切れている被写体を写した写真であっても、立体物の写真であれば、それは写真家の権利が残っているかもしれないとか、そういうことはいろいろ起き得ると思うので、それについては、慎重に考えて、プロの目から見てもおかしくないような形にしておきましょうというのが、ここの議論の主たるものだと思います。

白鳥室長 わかりました。

共通ルールをつくるという方向性については、当然賛同いたしますけれども、個別の著

作物等について、具体的にどのような表記をつけ得るのかということについては、特にCC0のような表示については、大もとの著作物の著作権が有効である場合には、その利用までオーソライズできないのであれば、そこは誤解を与えないように十分留意する必要があるかと思いました。

ありがとうございます。

生貝准教授 ありがとうございます。

この会議で扱うアーカイブというものは、対象が、現在の作品から、ないしは国立博物館が持っていらっしゃるような作品、2,000年前のものから、非常に幅広いところがございますけれども、イメージとしては、4ページ目のところで、これは海外のものでございますが、確実に著作権保護期間は切れ、人格権の問題も含めて、ないだろうといった単位のもをこの中では想定しているところでございます。

そういったときに、CC0にせよ、CC BYにせよ、美術館や博物館、アーカイブ機関がそこにライセンスをつけるとしたら、それはどういう意味を持つのかといったときに、ここで申し上げたことは、あくまでそれをデジタル化したり、写真を撮ったり、つまりアーカイブ機関ないしは使用する者が行った活動について、創作性が生じ得る場合に発生し得る権利については、念のため、フォローしておきますといったことが中心になっております。

表紙のところにこれをつけておりますけれども、最近、誤解がないように、私自身もこういう記述の方法を使っておりまして、本プレゼンテーション中、報告者自身に帰属し得る著作権や関連する一切の権利があるとすれば、それはライセンスに従って適用しますといったことで、この中には、私のものでないものもたくさん含まれていますが、そういった意味合いで、使っているところでございます。補足です。

白鳥室長 わかりました。

高野座長 後藤さん、短めでしたら、お願いします。

後藤准教授 基本的に生貝先生に最後につけていただいた私見というのは、私としてもほぼ同意というか、100%に近いぐらい、おっしゃるとおりだと思いました。

これまでのデジタルとそれ以外とか、文化的にどう使っていくかという慣習の問題と法律の問題の整理みたいなものが、今回、これできちんとできたのは、本当にありがたいと思いました。

さらにその中で、最後のほう、お願いの重要性というところは、おっしゃるとおり極めて重要だと思います。この部分については、ジャパンサーチできっちりと進めていくことによって、うちも含めて、日本の文化機関がこのお願いをベースに、データを提供できるということがわかれば、相当な安心感ができて、コンテンツの整備等も進むのではないかと、今、聞いていて強く思った次第です。

パブリック・ドメインの部分については、先ほどありました、著作権法保護期間の変更とか、日本と海外という関係があると思うので、それは法律の専門家のほうで、もう少し議論していただいたほうが良いと思いました。

最後です。Rightsstatements.orgにつきましては、先ほど申し上げました、千葉大さんとの連携で提供したりしています。これはつくるべきか否かという議論があるようですが、博物館だと、例えば寄託品を出すときにどうするかといった問題であるとか、あと、人権上の問題があるようなものを公開するときに、CCだけではつらいので、そういうときには、Rights Statementsは非常に使いやすいと思います。

一方で、Rights Statementsは、自分の都合で権利制限をするお願いの表記ではないのです。第三者との契約で、うちは出せませんという言い方をしないとイケないものなので、そこは注意が必要だと思いました。

以上です。

高野座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。田良島さん、どうぞ。

田良島課長 私も後藤さんに同意でございます。今の生貝先生の一番最後でまとめていただいたところ、それから、先ほどのEuropeanaのパブリック・ドメイン利用ガイドラインは、博物館的には大変参考になるものだと思います。ありがとうございます。

コンテンツを持っている立場から申しますと、1つは、割と難儀なのが、個別のコンテンツについて、自分たちでライセンスをつけるということ自体、かなり大がかりな作業でございます。なおかつ、先ほど話が出ましたように、迷う場合が結構多いわけです。某家具屋さんの例が出ていましたけれども、私どもの染織品を正面から撮ったら、これは表面から二次元的なものを撮ったのかとか、光る紙、金銀を巻いた紙に炭で文字で書いてあるものがある。これは光の当て方によって、見え方が全く変わってくるわけです。

私は、かねがね、平成10年の版画事件の判決文というのは、かなり議論の余地があると考えていたのですけれども、その辺を含めて、クリアにするという意味で、あらゆる権利を放棄するCC0という採用の仕方というのは、1つの選択肢だと思いました。ただ、その場合、博物館側、コンテンツをつくった側からしますと、誰がつくったという話については、コンテンツ自体のオーソリティーといえますか、正当性という意味から、何らかの形でつけないと、こちらとしても安心して出せないところがあるので、その組み合わせ方をどうするかというのが、1つ、議論の材料だと思います。

以上でございます。

高野座長 日本らしい、細やかな、その辺の工夫は必要だと思います。

山崎さん、短めにお願いします。

山崎理事 簡単にいたします。

こういうマークというのは、必要性が双方にある。つける側、それを利用する側です。それはわかりにくいというお話しがあったと思います。つける側から見れば、かなり難しい問題です。ですから、何らかのナビゲーションは必要だと思います。システムのやるのがいいのか、広報的にやるのがいいのかわかりませんが、何らかの組み合わせが出てくると思います。例えばQ&Aをやっていくと、ここに落ちつくみたいなの、それをシステ

ム的にもうちょっと詳しくやるとか、そうやらないと、つける側が難しいのではないでしょうか。一点一点迷っていたら、作業は進まない。それを関係課にいちいち問い合わせするのも困難ですから、例えばウェブページなどで、それがわかるような仕組みがあったほうがいいと思いました。

高野座長 これはエンドレスにずっと話せる話題なので、今日はこのぐらいにして、次回、もう少し明確化したものをお出しして、また議論が続けられればと思います。

それでは、今日の後半です。大きな課題ですけれども「4. ジャパンサーチ（試験公開版）の開発・運用体制について」ということで、知財事務局から御紹介をお願いします。

城田参事官補佐 資料4をごらんください。

ジャパンサーチ（試験公開版）の開発・運用体制についてということで、四角の中、2020年運用開始を目標に、ジャパンサーチの開発を進めているところでありましてけれども、関係機関や一般利用者から幅広く意見を収集するため、2019年1月をめぐりに試験公開版の一般公開を目指しております。

実務者検討委員会を運用主体とすることで、年に3回程度の開催である実務者検討委員会で、ジャパンサーチにかかわる議論をより深掘りし、また、構成員メンバーが積極的にジャパンサーチの開発・運用にかかわれるよう、新たな仕組みを検討させていただきたいと思っております。

ジャパンサーチの試験公開版は、正式版の公開及び次の体制が整うまでの間、実務者検討委員会を運用主体とする。

ジャパンサーチの試験公開版の開発について、座長のもと、実務者検討委員会のメンバーから有志を募り、非公開の形で打ち合わせを行い、案を検討し、実務者検討委員会に諮ることができる。

これについては、システム開発上、座長が専門的な知識が必要だと判断した場合は、外部有識者を招き、助言を受けることができる。

また、システム開発上、迅速な判断が必要な場合は、実務者検討委員会構成員に対し、メール等の手段で通知し、承認を得ることができる。

正式公開時の運用体制は、実務者検討委員会において検討・構築するというございます。

下の図を見ていただきます、ジャパンサーチの試験公開版の流れということで、2018年から2020年まで図がありまして、ただ、これに対して、実務者検討委員会につきましては、今年度で3回、恐らく来年度も同じ回数3回になるかと思っておりますけれども、その間、9月から始まって3月ぐらいまでで、約2カ月に1回のペースで行うのですが、第7回と第8回の間につきましては、約半年あくこともございまして、その間をつなぐために、有志会合を行いまして、ジャパンサーチについて、より迅速な開発版の決定を行いたいということが趣旨でございます。

高野座長 どうもありがとうございました。

これは私からも事務局にお願いして、こういうことを考えていただいたのですけれども、実務者検討委員会をやっている立場からすると、委員会が動いている間は、意見交換のチャンネルがあるのですが、昨年度の最後が終わってから今までの間というのは、私もこれについて活動ができるわけではないという状況です。NDLが考えて、開発していきます、予算を用意できましたということで、走って、どんどん開発されている間、実務者検討委員会としては、開発がどうなっているのか、モニターすることもできないし、コントロールもできない。それではまずいだろうということで、NDLのほうも、いろいろ考えながら、ヒアリングを繰り返したりされたわけですが、それがここの委員会の総意にはつながらないということがあります。実際には、NDLが主体的に走って準備してきたことを受けて、この後、どういうふうに着陸させて広げていくのかということは、この委員会を中心に考えさせてくれということをお願いして、今日のような資料になったわけです。この進め方で本当にいいのかどうかというのは、わからないのですけれども、皆さんの御意見をここで伺えればと思います。いかがでしょうか。

ここの委員をされているということで、ジャパンサーチについては、非常によく知っておられる当事者と周りからは見えます。例えば先ほど後藤さんが仰っていましたけれども、あれはどうなっているのですかと、周りの方から聞かれたり、学会等のパネリストとして呼ばれて、そこで質問などを受けるということは、経験されていると思うのですけれども、そういうときに、先ほど後藤さんが質問されたように、公式の回答がどこにあるのか分からないので、委員それぞれは答えようがない。私も答えようがないという状況だったのです。それはよろしくないのではないかと。今後、一般公開等、どういう形かわかりませんが、進めていけば、さらにいろいろな場面でそういう質問を受けるだろうし、それについて、責任ある答えを返していきたいと思うわけですが、そのときに、みんな各自でNDLに聞いてくださいというと、あれはNDLのサービスだと思われてしまう。ほとんどの人がそう思っているわけですが、NDLサーチと今回のものはどう違うのですか、NDLサーチにデータを出したのだから、そちらでジャパンサーチに移してもらってもいいでしょうという話にどんどんなって、よじれていってしまう。それは望ましくないと思うので、ここで1回、交通整理をして、最終的に安定して運用できるのがNDLですということになれば、NDL主体でのそういうことになるかもしれないのですけれども、最初にジャパンサーチを生み出すところぐらいは、我々の立ち合いのものでやらせてくださいということです。

いかがでしょうか。どうぞ。

山崎理事 情報の公開フェーズを明確にしていれば、私もいろんなところで話したり、書くチャンスが多いのですけれども、いつもどこまでお話ししていいのかということは、懸念します。基本的に、今、ウェブで公開されているものを使わざるを得ないので、そうすると、どうしても話は細かくできない。そこが明確になれば、ここにいらっしゃる方もお話しがしやすいのではないかと思います。

高野座長 広報資料みたいなオフィシャルなものも、公開とあわせて、きちんとしてい

くということは必要ですね。ビジョンみたいなものを出した上で、現在、ここまで来ていますという形で、公開していくということだと思います。

よろしいでしょうか。

この後、NDLから具体的な御説明をいただくので、それを受けて、御議論いただければと思います。

これは後で話してもいいのですけれども、ここの絵に描いてある有志会合というのは、不思議な名前なのですが、要は旅費が出ないということだと思います。場所は、例えば私の研究所などが幾らでも提供できるのですけれども、旅費持ちで地方からお呼びするという事は、ちょっと難しいかもしれません。そういうところで、候補日を決めて、そこに集まれる方は、委員発令をすとか、委員でなければ発言できないとか、そういうものではなくて、少なくともここの委員でおられる方々は、自由に出入りできて、言いたいことだけ言って、ぱっと帰ることができるみたいな、そういう場所をつくっていきたい。それが本音の意見を聞くのに、適したものではないかと考えますので、それをオーガナイズしていきたいと思います。

あとでメールを事務局から流しますけれども、11月27日の午前ないし夕方ごろを1回目の候補にしておりますので、メールを受けて、時間がとれそうでしたら、お出かけいただければと思います。

それでは、次の議題「5. ジャパンサーチの現状及び連携拡大について」ということで、30分ほど全体で時間をとってあります。まずは、NDLから10分の御説明をいただきたいと思います。

木藤副部長 それでは、資料5 - 1「ジャパンサーチ（試験公開版）の現状について」というパワーポイントの資料に沿って、御説明いたします。

最初のほうは、ジャパンサーチ説明会などでも使った、全体についての説明資料でございますので、簡潔に進めたいと思います。

スライドの2枚目、ジャパンサーチ構築に向けて、役割の整理とございますけれども、ジャパンサーチは、各分野のつなぎ役を介して、さまざまなアーカイブ機関をつないでいくということを模式図として示しているものです。

その中で、私ども国立国会図書館は、書籍等分野のつなぎ役として、図書館等のデータをジャパンサーチに提供する立場、役割も果たすということになります。

スライドの3枚目は、ジャパンサーチの試験公開版の全体像ということで、右側に目指す効果が示されておりまして、これまでこの委員会で議論、検討されたことを反映していると思っておりますけれども、コンテンツの所在等の明確化、データ提供機関へのアクセス促進、データの利活用の促進、データ提供機関への支援、新規ビジネス・サービスの創出等に結びつける、ということになります。

左側がジャパンサーチの機能ということで、全体的な役割としては、国の分野横断統合ポータルサイトとして、さまざまなコンテンツの所在等の情報を提供するものであるとい

うことと、それがわかる窓口としての検索機能を提供します。

真ん中の利活用のユースケースということでは、メタデータのポータルサイトではあるのですが、それを活用して何ができるかのサンプルを示すということで、名称等についてはこれまでも議論があったと伺っておりますけれども、キュレーションページとか、電子展示会とか、実際にそれを活用した例もジャパンサーチの中で示していくということを予定しております。

3つ目の利活用促進の基盤ということは、ジャパンサーチを介して、入り口として、誰でもメタデータを容易に活用できるようにする。集約したメタデータをAPIで提供して、検索画面やキュレーションページ等も、ウェブページの部品として活用できる。プログパーツのようなものとして活用してもらおうということを想定しています。

スライドの4枚目は、ジャパンサーチの検索の仕組みですけれども、ポータルに通常あります、私どものNDLサーチにもありますような、横断検索のほかに、「カスタム検索」といった機能も設けまして、分野横断ではありますけれども、各分野の特性を生かした検索ができるようなつくりとなるよう、今、構築を進めているところです。

カスタム検索は、キュレーションページにも活用するというを想定しております。

スライドの5枚目は、参考図で、キュレーションページのイメージ図でございますけれども、サムネイルなども活用して、1つのテーマについて、いろいろなことを見ることができるようなページを想定しています。

スライドの6枚目は、ジャパンサーチ試験公開版の連携方法です。これまでこの委員会でも御紹介させていただいている内容ですけれども、連携のためのメタデータフォーマットは、つなぎ役やアーカイブ機関が通常使用しているメタデータ項目そのまま、特に加工せずに連携可能となっていて、メタデータ登録後、共通の項目については、ラベルを付与していただいて、検索ができるという仕組みになっています。

利活用促進のために、ジャパンサーチ側で、日付、場所などのデータを可能な範囲で正規化しまして、活用者が利用しやすいようなフォーマットに変換して、APIで提供するという仕組みをつくらうとしております。

活用促進のためには、二次利用条件の設定が必要ということで、先ほどの御議論にもあったとおりです。

スライドの7枚目につきましては、データ変遷のイメージということで、もともとアーカイブ機関等で持っているソースデータについて、ジャパンサーチの方で、共通項目ラベルを付与しますということなどを、模式化したものです。

次は、開発状況のスライドから現状についての御説明になります。開発につきましては、最初の工程表の御説明のところで申しましたとおり、ことしの7月の初旬に、試験公開版の関係者限りの公開をしております、実務者検討委員会のメンバーの皆様、データの連携先の皆様には公開いたしまして、連携先の方には、データ登録を進めていただいて、御意見等のフィードバックをお願いしているところです。

皆様からのフィードバックを得ながら、今、さらに開発を進めているところで、2019年1月ごろを目途とされておりますけれども、一般の方々にも公開をするということで、準備を進めております。

今のところは、連携先機関の方が主に使用するメタデータの登録管理を行う管理画面を中心に開発をしております。

一般公開に向けて、検索機能のブラッシュアップ等を進めていくとともに、キュレーションページ等、最初に公開するときに、一定程度のコンテンツも用意するというので、キュレーションページの作成等も進めております。

9枚目のスライドにつきましては、管理画面についてこのような機能の開発状況ということで、表のところは4つの列になっておりまして、左側に主な機能のメニューということで、アカウント管理機能、データベース登録、カスタム検索、ノートというのは、キュレーションページや電子展示会などの編集をする機能を、ここではまとめてノートと称しております。あと、組織についての情報を入れる機能がございます。

最初に公開した、7月初めの時点では、左から2列目のような機能を持っていたのですが、その後、開発を進めまして、現状、真ん中の列にあります機能が追加されている状況です。

まだできておりませんが、1月の公開時には、データベースの登録につきまして、OAI-PMHでの連携もできるように、機能を用意する想定でございます。

スライドの10枚目が、各連携先との連携状況についての表となっております。各分野について、具体的にデータ提供をしていただく機関を一覧化しておりますけれども、その中で、メディア芸術データベース様については、今、開発版ですので、本格版になってからジャパンサーチとは連携すると伺っておりますので、試験版の時点ではデータ登録はないことになっておりますので、網掛けの色となっております。

その他のデータベースにつきましては、組織の登録は、全て完了しております。

1つを除いて、みんななのでございますけれども、メタデータの登録自体もほぼしていただいております。今のところ、1400万件のメタデータが登録されております。

私どものNDLサーチは、まだ全部入れておりません。今のところ、パブリック・ドメインのデジタルコレクションのデータだけですので、公開時には、ほかのデータ等もさらにふえていく想定でございます。

1のところは、既にデータ登録等を進めていただいているところなのでございますけれども、2のところ、今年9月以降にお話しをいただいて、連携調整を開始したデータベースを挙げしております。1つが、国立新美術館さんでアートコモンズ、もう一つが、内閣官房のIT総合戦略室と総務省でつくっております、データカタログサイトについて、お話しをいただいております。調整をさせていただきます。正式に連携先としてよいということ、今回、この委員会で認めていただければ、ありがたいと思います。

11スライド目なのでございますけれども、利用者のアカウントについて、今、このような3つの

種類に分けて整理しようと考えておりますが、どうでしょうかということで、赤字の部分が迷っているというか、御意見を伺いたいと思っております。

3つの種類といたしますのは、データ提供機関、つなぎ役、直接連携するところと、その先にあります、個々のアーカイブ機関、あとは、個人を含めた一般のユーザーという、3種類に分けたらどうかということになっております。

データ提供機関については、データベースの作成・登録以外は、ほぼ同じ機能にしたかどうかということにしております。

あと、個人ユーザーにつきましては、カスタム検索や編集機能、ノートは使えるのですが、それは個人で使うだけにして、みんなが検索する対象からは外してはどうかということになっております。

12スライド目は、共通メタデータフォーマットです。昨年度、検討していただきましたけれども、その実装についても、検討を進めているということでございます。

13枚目以降が、今後の検討課題を挙げたものでございます。これについては、まさに有志会合等で詰めていただければと思うのですが、13スライドには、今、当方でも課題だと思っていることを挙げております。

14枚目は、ページ構成についてはどうかということです。

15枚目は、サイトポリシー等について必要な要素というのは、どこにあるのかということで、その中から2つ（利用規約と免責規定）を取り上げて、より細かい論点について記しております。

特に14スライド目にあります、トップページにつきましては、別添として、トップページの案を、今回、3種類、資料として付けしております。コイの絵が全面的に出ているものと、行列に魚の図が3つついているもの、よく似ているのだけれども、画面を見ますと、右の端のほうにアイコンがついているものというトップページがありますので、どの案がよいかという御意見を伺えればと思います。

最後の16スライド目のところで、データ提供機関の皆様へのお願いを記しておりますので、このあたりについて、検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

高野座長 NDLビジョンの御説明でした。

今のご説明を聞いて私と同様の印象を持たれたと思うのですが、いつ公開するかも決めていません、IDの管理をやりませう、何々です、デザインだけ選んでくださいという案が来ているわけです。でもそれはちょっと違いうだろうというのが、少なくとも座長である私の意見なので、先ほどの有志会合でもう少し議論しようという提案になりました。

知財本部から、よろしく願いします。

城田参事官補佐 机上配付資料をごらんください。

実務者検討委員会の構成員の皆様から、候補として推薦された機関のデータベースを一

覧にして、記載をしております。

実務者検討委員会の第一次中間取りまとめの連携方針というところで、1.分野・地域のつなぎ役を通じた連携を原則とする。

2.ただし、つなぎ役が明確でない分野・地域では、以下の条件に当てはまるアーカイブ機関と直接連携を検討。

国の機関であり、当該分野におけるコンテンツを幅広くカバーしているアーカイブ機関。

公益に資する目的のため、当該分野におけるコンテンツを幅広くカバーしているアーカイブ機関。

唯一性・独自性の高いコンテンツ群を塊として扱う分野・地域を代表するアーカイブ機関。

その他ということで、連携理由の個所に、それぞれどういった理由に当てはまるかを記載しております。

ジャパンサーチが、今後どういったところと連携を拡大して、どのような優先順位で進めていくかについて、皆様から御意見をいただければと思っております。

以上です。

高野座長 これが現状です。

NDLとしては、これは何名ぐらいで開発されているのですか。

木藤副部長 技術面は3名体制で、あと、デザインについては、外注を一部入れていません。

高野座長 そういう規模感でやっているということですので、3人にしては、物すごくいい仕事をしているというのは、間違いのないのです。その3人の仕事をコアにしながら、もう少し何をどういう形で、ジャパンサーチは目指してやってきたのかというポリシーの確認をしたい。ポリシー面も含めて、3人に決めてもらうみたいな形に、今、なっているのは望ましくありません。

木藤副部長 そんなことはありません。

高野座長 そういうつもりはないかもしれませんが、結果として、この案で承認をお願いしますとか、このデザインはちょっと変えたほうがいいでしょうかという話で収束してしまうと、実質、誰が決めたのかというと、その3人あるいはそれを管理している方々で決めたことが、プロジェクト全体として、こう決めましたという話に収束していったのです。そうすると、私はこの話に4年ぐらいかかわってきたのだけれども、こんなことのためにやってきたのか、我々がいなくても3人プラス2人ぐらいいけば、もう片づいていたことなのではないかという気もしてしまいます。これではこの委員会で大風呂敷を広げて、皆さん、面倒くさいけれども、今日の工程表のフォローアップとか、そういうものにおつき合いいただいていることに応えられない。後々、後悔がないような形で、ここは少し頑張ってみようというのが、今回、有志会合での議論を提案していること理由

です。

NDLは全く悪気がないし、我々の期待以上により仕事をしていただいているのは、間違いないのです。ただ、どういう順番でやるかについての想像力や戦略性がない。例えばジャパンサーチという名前で、結構宣伝もして、公開したとすると、ニュースも扱うでしょうし、かなり多くの人が見に来ると思います。そのときに、写真が入っていないものが500万点ありますというサイトをぼんと出して、どんな検索語で引いてもヒットしない。ヒットしても、写真が1枚も出てこないという検索サイトに出会ったら、どんな印象を持つだろうかということです。そういう一般ユーザーに与える印象を考えた上で、一番最初の印象をよくして、期待値を高めていくには、何を一般公開で提供していくのがいいか。あるいは情報提供組織に、うちも写真つきのデータをどんどん出そうという気になってもらうためには、プロフェッショナルなデータを持っている人たちが、ここに入れたら、自分たちの整理がすごく進むというプロフェッショナルユーザーも、そのサイトができてよかったと思えるような部分もつくっていかなければいけない。2つの面で、ジャパンサーチの離陸を考えていく必要があるというのが、正直なところです。

例えば情報を提供している組織に対しては、データ提供のための機能をリリースして、7月に内部公開しているとはいっても、ほとんど検索サービス提供側は動いていない。データを入れたけれども、どう最終的に眺められるのが全くわからない状況で、先にデータを入れると言われたので入れさせられているという印象は、データ提供側にとって、非常に印象の悪い経験なのです。データを入れるとこんなサービスで情報が提供される、自分たちのサイトでやっているものよりも、はるかに広がりのあるユーザーにデータが届くということを実感してもらわないと、データを次からどんどん出していこうという気にならないと思います。いい成功体験、データを出す側もそれが公開されて嬉しく、知らないで、たまたま見に来た人にとっても、非常によい体験になるために、この後、数カ月間で、何を考えていかなければいけないのかということをお話しいただければと思います。いかがでしょうか。

しゃべり過ぎたので、反対意見を言いにくいかもしれませんが、後藤さんは大丈夫でしょうから、後藤さんからお願いします。

後藤准教授 まさに座長のおっしゃったとおりで、システムは、ある意味思想を体現します。つくったほうが、そう思っているかどうかというのは別なのですけれども、結果的にデータアーカイブとか、データベースのシステムというのは、そういう思想を体現したものにならざるを得ないので、システムと考え方は別、とはならないのです。そのような懸念は以前にヒアリングを受けた時にお話をしたつもりです。

今回の会議では、お願いの部分も含めて、ポリシーのほうは、大分キレイになっていると思っています。

その上で、システム周り、例えばAPI等に関しましては、今後さらに高度な整備が必要だろうと考えております。現状、SPARQLだけに見えるのですけれども、そうではないのです

ね。

徳原課長補佐 はい、違います。あくまでも利活用フォーマットとしてのSPARQLだけ、今、取り上げていますけれども、今後、利活用に関しては、各種APIを用意していく予定でして、データベース定義の情報とか、組織の情報とか、そういったものも、問題ないものは全てAPIで提供できるように、ということで準備を進めています。

後藤准教授 REST APIがきちっと整備されて、ある程度早いレスポンスが返ってくるような、APIの整備が必要だと思いました。

あと、利用者別の機能の部分ですけれども、リンク共有が必要かという部分については、こういう情報はなるべく出せるようにしたほうがいいと思うので、個人ユーザーレベルでもあったほうがいいと思います。

人名の整備に関しては、現在、人間文化研究機構でも、比較的古いデータですけれども、整備をしておりますということと、地名に関しては、この前、歴史地名を完全にオープンデータで公開しましたので、そのようなものもお使いいただければと思います。

機関のデータベースにつきましては、国文学研究資料館のほうは、非常に有力なデータベースだと思っておりますので、ぜひ使っていただければということと、今回、一覧にはまだ出ておりませんが、歴博のほうでも、総合資料学の創成事業の中で大学の歴史資料のデータベースネットワークをつくっておりますので、この辺もまた提供できるように、調整していきたいと思います。

以上です。

高野座長 ほかにいかがでしょうか。山崎さん、どうぞ。

山崎理事 できるかどうかはあれですけれども、APIというものは、さまざまな活用方法がこれから生まれてくると思うのですが、機関側が提供するだけではなく、例えば産学官で開発したものを共有化する仕組みとか、そういうことを考えていってもいいという気がします。

もう一点は、連携拡大の資料を見て思ったのですけれども、今、水面下でアーカイブの準備をしている自治体というのは、数多くあるのです。私も幾つかかかわっているのですけれども、これがなかなかわかりにくいのではないかと。それが1年、2年というレベルで生まれてくる。水面下にあるので、表にでていないのですが、実際、こういうことを考えながら進めていかないと、そのレベルでは、参加することが間に合わなくなる。ですから、そのあたりは、1回、調査みたいなことを考えてみるのもいいのではないかと。

今回、ここで求められたときに、どこまで出せばいいかという話もあったので、あえて出さなかったのですけれども、開発しているものがすごく多いのです。機運的にアーカイブの方向に、今、地方自治体も進んでいるのです。そこら辺の調査というのは、うまくできないかもしれませんが、少しやられたらどうかという気がします。地方自治体のものは、物すごく少ないです。こんなものではなくて、47都道府県、どこでもやっているというのが現状だと思います。

高野座長 私が所属するNIIというところも、大学がお客さんで、こういうサービスをたくさん提供しているのですけれども、大学が個別で持ちたいというところもありますし、クラウドのサービスの上に、そういうインフラがちゃんと乗っているのだったら、データをためていく部分を大学としては責任を持ってやる。オーナーは大学だけれども、入れ物とか、仕組みについては、NIIみたいな、得意な組織が面倒を見てくれというチームアップが、結構うまくいき始めているのです。このデジタルアーカイブ分野で、NDLがそこをサポートするのは、ちょっとしんどいのかもしれないですけれども、そういうクラウド的な仕組みを使って、みんなが安心して使える、試せるみたいなものがあると、多重投資にならなくて、よいという気もします。

ほかにいかがでしょうか。

今日、お集まりの方々は、データを出す側の方が多いので、一般コンシューマーの気持ちは、あまりわからないかもしれないのですが、それも想像しながら、御意見をいただければと思います。

生貝さん、どうぞ。

生貝准教授 私は、どちらかというところ、コンシューマーに近いほうなのかもしませんが、1つは、高野先生がおっしゃっていたとおり、最初のできばえというのは、まことに重要だと思います。これはスマートニュースというアプリのサービス会社の社長が友人でおっしゃっていたのですけれども、今のウェブサービスの世界は、Web2.0で、最初に適当なものを出してアップデートしていけばいいというのは、あれは大うそで、やはり最初にユーザーから見放されてしまうと、二度とアプリストアのランキングは上がってこないという鉄則があるということで、最初というのは、まことに重要だということ、おっしゃるとおりだと思いました。

その上で、継続的にコンテンツの価値を生み出して行って、ページビューといいますか、そこに来てくれる人を継続的に集めるといったときに、当たり前ではあると思うのですけれども、そのページの中に、いかに魅力的な更新であるとか、そういうものをつくっていくと同じか、それ以上に、フェイスブックとツイッターとインスタグラムでの毎日のページの更新というのが、恐らく何より大事だと思います。

例えばEuropeanaでも、今日はこの芸術家が生まれた日、亡くなった日といった形で、特集を組んで、その人の書かれた作品などを、画像とともに、フェイスブックのページなどで、毎日必ず更新して、ちゃんと作品に意味を与えている。そういったものをユーザーがシェアしたり、あるいはいろいろなところで活用したりということを確認するために、私が先ほど御説明したような、再利用可能性の担保というのが、基本的にやられていると考えていただければと思います。

それを進めていくために、例えば3メディア、毎日、企画を立てて更新していただくだけでも、人手はかかるであろうし、何よりもさまざまな歴史資料、もしかすると、著作権が生きているようなコンテンツの分野も、何かしらの形でかかわってくるかもしれない。そう

いうものについて、文化的なセンシティブティを含めて、しっかりとした形で発信できる人材というのは、そうそういないと思いますので、そういった形をどう確保して、進めていくかということは、非常に重要だと考えております。

高野座長 大変貴重なコメントだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

有志会合をやるので、有志会合に来ていただければ、そういう意見を吸い上げるチャンスにはなると思うのですが、皆様、お忙しいので、なかなか来られない方もおられると思うので、この機会にいかがでしょうか。

山崎理事 これを公開して、推進していくのは、やはりNDLなのですか。ジャパンサーチの主体というのは、どこになるのでしょうか。

高野座長 この委員会で預かるというのが、今回の提案の趣旨なのです。

山崎理事 ずっとですか。

高野座長 そこでの決定、皆さんの意見を踏まえて、引き続き、NDLに企画も含めてお任せしますという話になるのか、連絡をとりながらやりましょうとか、新たに運営委員会みたいなものをつくって、そこでうるさい人の意見は吸い上げていかないと、みんな悪口を言って歩いたらよくないとか、そういう体制も含めて、2年ぐらいの間に考えていこうというのが、今回の提案です。

山崎理事 お聞きした理由というのは、こういう大きなプロジェクトです。かなり効果的なプロジェクトだと思うのですが、それなりの広報、あるいはオープン後の広報活動、参加する人への情報提供というのが、継続的に行われないと、なかなか難しいと思います。

小さいレベルでは、レファレンス協同ベースというものに、自身が取り組んできたときには、参加館フォーラムという形で、NDLの方は御存じだと思うのですが、今も続いているはずですが、そういう形のを続けてきて、参加しているデータ提供側への意識改革、あるいは情報提供というのが、今後も必要だと思うのです。それはオープン前からやっていたので、そういう形を設けないと、これは伝わりにくい部分もあると思います。ネット情報だけでは、なかなか難しいと思います。

高野座長 わかりました。

きれいな説明資料を3枚3案つくってもらいました。先ほどの説明は絵柄の話だけでしたが、サイトの構成は、トップに検索窓がぼんと出るグーグル型、Europeanaの初期型で、そこに何か言葉を入れて引いてくださいというものです。北斎と入れてみると結構ヒットするとか、ジャパンと入れても結構あるねという、そういうものです。Europeanaはこれである意味失敗して、グーグルよりも検索結果がしょぼいとか、5000万件あると言うけれども、こんなものしか見つからないといって、人が来なくなったわけです。最初は年間100万人も使わないようなサイトで、私たちが研究室で運営しているサービス以下のヒットしか集められなかったわけです。

2番目は、今、米国のメトロポリタン美術館などでも、大体こんな雰囲気になっていますが、トップに一押しコンテンツが大きく出てきて、下にギャラリーみたいなもの、テーマ別のもの、あるいは企画展をやったときのアーカイブが並んでいる。このサイトを通じて、どんな文化的蓄積にアクセス可能なのかということ、ビジュアルに説明しながら、それ自身も読み物になっているようなものを用意していくというのが、2番目です。よく見ると、どこかに検索の虫眼鏡はついている。今、多くの美術館のサイトへ行くと、トップのページからサーチしたい時は、虫眼鏡のマークを探すという感じになっていると思うのですけれども、そんな感じです。

3番目は、両案のハイブリッドです。右側に虫眼鏡が目立つような格好で出てきます。これをクリックすると切りかえられるような、そんな感じです。

NDLの方から教えてもらったのですが、NDLのサイトには電子企画展というものがあって、ものすごく完成度が高いのです。NDLが持っているいろんな電子資料を組み合わせ、何々の歴史とか、何々がどう変遷してきたかということについて、電子展示会のようなものを多数展開しています。100本も200本もあります。ジャパンサーチでも、そういうものをずっと並べてもいいのではないかと話をしてはいますが、全部がNDL制作になってしまうと、偏っている印象になるので、いろんな組織がお持ちのデータをそこにまぜていく。ここへ来ると、博物館のこんな企画展もあったのかとか、あるいはNDLや公文書館の中には、こんなお宝が眠っているということを知らず知らずに気づくことができる。このようなサイトを目指すのは、一般公開の枠組みとしていいのではないかと考えます。

その裏で、プロ同士が情報を相互に交換していく。先ほどのメタデータのスキームの議論なども、今まではメタデータなどの相談を一切しなくても、問題がなかったのかという気もしますが、これからは絶対に必要です。そういうプロ同士のコミュニティーが、後ろでちゃんと立ち上がって、今まではなかなかつながらなかった、話もできなかったところ同士がつながっていくことが望ましい。専門的な情報からNHKの『みちしる』まで呼び出せるということになると、ユーザーもすごくおもしろいものを企画できるのではないかと、妄想するわけです。

田良島さん、どうぞ。

田良島課長 ヒアリングをしていただいたときに、ちょっと申し上げたのですけれども、一般に使われるのと同時に、業界関係者が使うというのが、割と大きな要素だと思います。画像検索を出しているのですけれども、それを探して、仮に来るとというのが必ずあるわけです。今だと、割と一方的にこちらが探されている側で、どんどん貸してくれという話がいっぱい来るのですけれども、その辺がもうちょっと相互的になると、いいというのが1つございます。

もう一つは、NDLサーチの仲間かという話になりがちで、そう受け取られます。私がお話しをしても、そう受け取られることが多いのですけれども、ただ探すだけの機能ではなくて、これまでずっと議論してきた、使いまわせるというところが、肝だろうと思います。

そのところをどう見せるかというところが、割と大きなポイントだと思います。1つは、見つけた結果をためられるという働きというのが、どこかにあったほうがいいのではないかと思います。

高野座長 ノートと御説明していたところは、まさにそれで、個人的なコレクションというか、書棚のような、倉庫の中の資料整理箱みたいなものをつくることのできるということだと思います。それをいずれは一般公開につなげることもできるという仕組みです。仕組みとしては非常によく考えられていて、私たちがいろいろリクエストした機能が、大体組み込まれています。あとは、何をコンテンツにして、一般ユーザーにはどの機能を提供し、プロフェッショナル同士はどういう情報を交換し合うのかという、そのデザインが重要である気がしています。

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。大体時間が来てしまったのですが、どうぞ。

山崎理事 検索サイトというのは、人によってかなり求めるものが違うと思います。一般の方であれば、ここに検索ワードを入れるのですが、何を入れたらいいのかわからないということだと思います。NDLサーチの段階でもやはりあって、ヒットする言葉を入れられない。膨大な件数があるようだけれども、実際、なかなかヒットしないというのが、現状です。ただ、ある程度わかっている方であれば、逆にそれがないと困るということですから、やはり両方必要だというのが、私の印象です。

一般の方であれば、今後、リコメン的な機能を考えていく。それはどれぐらい頻度の高いものにするか、あるいは頻度が低いものにしていくのか、いろんな方法論がここにはあるかと思いますが、そうしなければ、たどり着かない。普通だったら、グーグルで出て、終わりという話なのです。だから、そのあたりは、しっかり分けて考えられたほうがいいと思います。

高野座長 NDLサーチの本を全部入れてしまうと、本の検索サイトにしか見えない気がします。ほとんど写真が出てこなければ、本の検索だけみたいになってしまう。それも非常に印象が悪いので、そのあたりも慎重に考えて、公開のモデルをつくってほしいと思います。

それでは、本日用意していました主な議題は、以上です。

あとは、事務局から御連絡があります。

城田参事官補佐 国立科学博物館のワークショップの御紹介はよろしいですか。

細矢副コレクションディレクター 見てのとおりでして、12月8日にシンポジウムをやりますので、御興味のある方は、御参加ください。

城田参事官補佐 有志会合につきましては、日も迫っておりますので、今週中に御連絡するようにいたします。

また、本検討委員会の次回以降の予定につきましては、今月中にメールにて日程照会を始めさせていただきます、そろったものを踏まえつつ、第6回の会合を12月から来年の1月上

旬ごろに、今年度最後となります、第7回の会合につきましては、来年2月から3月に開催する予定でございます。

また、資料6にございますけれども、来年2月27日に日比谷図書館の日比谷コンベンションホールにおきまして、産学官フォーラムを開催する予定でございます。アニメ映画の『この世界の片隅に』の片淵監督に登壇いただく予定となっております。募集を開始いたしましたら、御案内いたしますので、御協力をいただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

高野座長 今日長時間にわたり、熱心に御議論いただき、ありがとうございました。1分ほど超過しておりますが、ほぼ予定どおりに終わることができました。ありがとうございました。